

秀明大学 防火防災管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、秀明大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理の徹底を期し、もって火災等の災害の発生を未然に防ぐとともに、災害発生時には物的、人的被害を軽減することを目的とする。

(総括者)

第 2 条 学長は、本学における防災管理の全般を総括する。

(防災対策委員会)

第 3 条 本学に、防火・防災管理のため、防災対策委員会（以下、「委員会」という）を置く。

- 2 委員会の委員は、教職員の中から学長が指名する。
- 3 学長は、前項の委員のうち1名を委員長に指名する。
- 4 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 防火・防災計画及び実施案の策定
 - (2) 防火、消防、防災設備等の点検ならびに対策強化
 - (3) 防火・防災思想の普及および高揚
 - (4) 自衛消防訓練、避難訓練等の実施に関すること。
 - (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
- 5 委員会に関する事務は、施設管理課が行う。

(防災管理者及びその責務)

第 4 条 本学に学長が任命する防災管理者を置く。

- 2 前項の防災管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条及び第36条の規定に基づく、本学の防火管理者を兼ねる。
- 2 防災管理者は、消防法その他に定める防火・防災管理上必要な一切の業務を誠実に遂行しなければならない。

(予防管理組織)

第 5 条 常時の火災予防について徹底を期するため、防災管理者の下に防火担当責任者及び火気取締責任者（以下「責任者等」という。）を置く。

- 2 前項の責任者等の任務分担は、別表第1のとおりとする。
- 3 防火担当責任者は、不動産監守者をあて火気取締責任者は、別表第2のとおりとする。

(自衛消防隊)

第 6 条 火災や災害の予防、火災や災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表第3のとおりとする。

3 自衛消防隊長には防災管理者を充てる。

(防火・防災教育等)

第 7 条 本学教職員は、進んで防火・防災に関する教育訓練を受け、防火・防災管理の完璧を期するよう努めなければならない。

(消防訓練)

第 8 条 防災管理者は、火災や災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、教職員に対し消防の基本訓練、消火訓練、避難訓練及びこれらの総合訓練をそれぞれ年 1 回以上実施しなければならない。

(消防機関との連絡事項)

第 9 条 防災管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火・防災管理の適正を期することに努めなければならない。

2 前項の連絡事項は、次の各号による。

- (1) 防火・防災に関する計画の提出
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 法令に基づく諸手続の促進
- (5) その他防火・防災管理についての必要事項

(警報伝達及び火気使用の規制)

第 10 条 防災管理者は、火災警報発令下及びその他の事情により火災や災害発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、その旨を学内に伝達し、火気使用等の中止、又は危険な場所への立入り禁止を命ずることができる。

(適用の範囲)

第 11 条 この規程は、学生及び教職員以外の入構者にも適用する。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規定は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

予防管理組織任務分担表

責任者等	任務
防火担当責任者	1. 防災管理者（防火管理者）の補佐 2. 火災予防と火気取締責任者に対する指導監督
火気取締責任者 （火元責任者）	1. 消火用設備等の外観上の確認 2. 避難設備器具の管理 3. 電気設備器具の安全管理 4. 火気使用設備器具の火気管理 5. 地震時の出火防止措置 6. その他火災予防上必要な事項

別表第2

火気取締責任者

場所	火気取締責任者（火元責任者）
本館	総務課職員
1号館	就職課職員
2号館	総合経営学部長
福利厚生棟	厨房長
機械棟	総務課職員
守衛棟	総務課職員
体育館	学生部長
厚生棟	学生課職員
図書館棟	図書館長
茶道会館	教務課職員
秀明ホール棟	教務課職員
学生寮	寮監長
IT教育センター棟	IT教育センター長
学校教師学部棟	学校教師学部長
看護学部棟	施設管理課職員
スポーツ管理棟・プール棟	学生部長

別表第3

自衛消防隊の任務

役職	担当	任務
隊長	防災管理者	学生教職員の避難状況を把握し、必要な指揮命令 消防機関への通報・情報の提供 学生教職員への必要な指示
副隊長	事務局長 学生部長 寮監長 厨房長	隊長を補佐し、自衛消防本部を設置する 学生教職員への必要な情報を伝達する
隊員	教職員 厨房従業員 清掃従業員 守衛従業員	非常時での誘導、人員の把握と報告 火災発生状況の確認・報告 厨房内火気管理と報告 非常持ち出し物品の搬送と管理 消火活動 応急救護所設置、負傷者の応急処置